

令和8年度
国営土地改良事業地区調査

旧迫川二期地区南方揚水機場基本設計業務

特 別 仕 様 書

東北農政局北上土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1－1条 国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区南方揚水機場基本設計業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という）によるほか、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1－2条 本業務は、国営土地改良事業地区調査旧迫川二期地区の事業計画策定のため、南方揚水機場の基本設計を行うものである。

(場 所)

第1－3条 本業務の対象施設の場所は、宮城県登米市地内であり、別添位置図に示すとおりである。

(土地の立入り等)

第1－4条 作業実施のための土地の立入り等は、共通仕様書第1－16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。

なお、現地立ち入りに当たっては、監督職員と連絡を取った後、作業に着手するものとする。

(一般事項)

第1－5条 業務請負契約書、及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第1－6条 管理技術者は、共通仕様書第1－6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

(照査技術者)

第1－7条

- (1) 照査技術者は、共通仕様書第1－7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。

資 格	技術部門	選択科目
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学
	農 業	農業土木 農業農村工学
博 士	農 学	
シビルコンサルティング マネージャー	農業土木	

(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引き書(案)」(以下「照査手引き書」という。)に基づき実施する。

また、「照査手引き書」に基づく照査により作成した資料は、共通仕様書第1－7条第5項に規定する報告書に含めて提出するものとする。

(3) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。

(担当技術者)

第1－8条 担当技術者は、共通仕様書第1－8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第1－9条 共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第1－10条 受注者は、共通仕様書第1－37条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(適用する図書)

第2－1条 設計の基本的事項に関しては、「土地改良事業計画設計基準・設計 ポンプ場(平成30年5月)」を優先して適用する。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。

番号	名 称	監 修	制定(改訂)年月
1	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「ポンプ場」	農林水産省農村振興局整備部設計課	平成30年5月
2	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「パイプライン」	農林水産省農村振興局整備部設計課	平成21年3月
3	土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「水路工」	農林水産省農村振興局整備部設計課	平成26年3月

(対象施設)

第 2－2 条 本業務の対象施設において、整備構想での概略諸元は次のとおりである。

施設名称（仮称）	構造・規模	最大通水量 (m ³ /s)
南方揚水機場	立軸斜流ポンプ φ 1,000×2 台 立軸軸流ポンプ φ 1,500×1 台 立軸軸流ポンプ φ 1,800×3 台	用水量： 2.00 排水量： 31.58

(参考図書)

第 2－3 条 本作業の参考とする図書は、共通仕様書第 2－1 条によるほか次によるものとする。なお、最新のものを使用するものとする。

番号	名 称	発行所・監修	制定（改訂） 年 月
1	建設省河川砂防技術基準（案）同解説	建設省河川局	平成 9 年 10 月
2	国交省河川砂防技術基準 同解説 計画編	国土交通省河川局	平成 17 年 11 月
3	解説・工作物設置許可基準	（財）国土開発技術 研究センター	平成 10 年 11 月
4	柔構造樋門設計の手引き	（財）国土開発技術 研究センター	平成 10 年 11 月

(貸与資料)

第 2－4 条 貸与資料は次のとおりであり、その他の資料を必要とする場合は監督職員と協議するものとする。

番号	貸 与 資 料	数量
1	令和 5 年度国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区排水解析その他業務	1 部
2	令和 5 年度国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区西排水機場他地質調査業務	1 部
3	令和 5 年度国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区南方揚水機場他基本設計業務	1 部
4	令和 6 年度国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区用水計画検討その他業務	1 部
5	令和 6 年度国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区土地改良事業計画書作成その他業務	1 部
6	令和 6 年度国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区米山揚水機場他基本設計業務	1 部
7	令和 7 年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区高石揚水機場基本設計その他業務	1 部
8	令和 7 年度国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区米山流域排水解析補足その他業務	1 部

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2－5 条 第 2－3 条、第 2－4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考図書及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

- (2) 参考図書は、作業時点の最新版を使用するものとする。
- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

(関連業務)

第2-6条 本業務と関連する他業務は次のとおりであり、監督職員及び関連業務の管理技術者と連携を密にして、互いに協調の図られた設計としなければならない。

番号	業 務 名	業務実施期間
1	旧迫川二期地区土地改良事業計画書とりまとめその他業務（仮称）	令和8年4月～ 令和9年3月（予定）
2	旧迫川二期地区費用対効果分析その他業務（仮称）	令和8年5月～ 令和9年3月（予定）

第3章 作業内訳

(作業項目及び数量)

第3-1条

- (1) 本業務は、過年度に対象施設である南方揚水機場の基本設計（第2-4条 貸与資料番号3 排水量 $Q=22.20\text{m}^3/\text{s}$ ）を行った成果を参考に、増量した排水量にて補足、修正を行うものである。
- (2) この業務における作業項目は次のとおりである。
なお、詳細は別紙1【作業項目内訳表】に示すとおりである。

(南方揚水機場の基本設計)

作 業 項 目	数 量	備 考
1. 準備作業	1 式	
2. 設計計画	1 式	
3. 水理計算	1 式	
4. 機場工の設計	1 式	
5. 樋門、樋管工の設計	1 式	
6. 建屋の設計	1 式	
7. 護岸工の設計	1 式	
8. 土工計画	1 式	
9. 仮締切堤の設計	1 式	
10. 山留工の設計	1 式	
11. 概算工事費積算	1 式	
12. 照査	1 式	
13. 点検取りまとめ	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条 作業の実施に際し特に留意する点は、次のとおりである。

- (1) 作業の手順、方法等については監督職員と密接な連絡を取り円滑に進めるものとする。
- (2) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督

- 職員と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。
- (3) 現地調査にあたっては、施設管理者と調整のうえ行うものとする。
 - (4) 最終成果物の提出に伴い、業務全体の概要が理解できるダイジェスト版を作成するものとする。
 - (5) 電算機を使用する場合は、計算手法及びアウトプット等の様式について事前に監督職員の承諾を得るものとする。
 - (6) 第2－3条、第2－4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

(業務の成果品質確保対策)

第3－3条 管理技術者等の受注者代表は、次の事項並びに「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 照査の確実な実施

業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。

また、最終打合せ時以外にあっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。

第4章 打合せ

(打合せ)

第4－1条 共通仕様書第1－10条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。

また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 作業着手の段階

第2回 中間打合せ(設計計画、水理計算の取りまとめ段階)

第3回 中間打合せ(機場工、樋門、樋管工等の設計取りまとめ段階)

第4回 中間打合せ(概算工事費の取りまとめ段階)

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、その内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合には、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち合いのうえで打合せなどを行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は共通仕様書第1－11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成果物

(成果物)

第5－1条 成果物を共通仕様書第1－17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

(1) 成果物の電子媒体(CD-R等) 正副2部

(2) 成果物の出力 1部(電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)

(成果物の提出先)

第5－2条 成果物の提出先は、次のとおりとする。

宮城県大崎市古川中里6丁目7－10 古川合同庁舎3階

東北農政局北上土地改良調査管理事務所 宮城支所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条 業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合
- (2) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合
- (3) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合
- (4) 履行期間の変更が生じた場合
- (5) 関係機関等との調整により作業項目等に追加が生じた場合
- (6) その他

(業務スライドの試行)

第6-2条

- (1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）に基づく試行業務である。
- (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。
- (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。
- (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。
- (6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。
- (7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- (8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- (9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条 この特別仕様書に定めのない事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別 紙 1

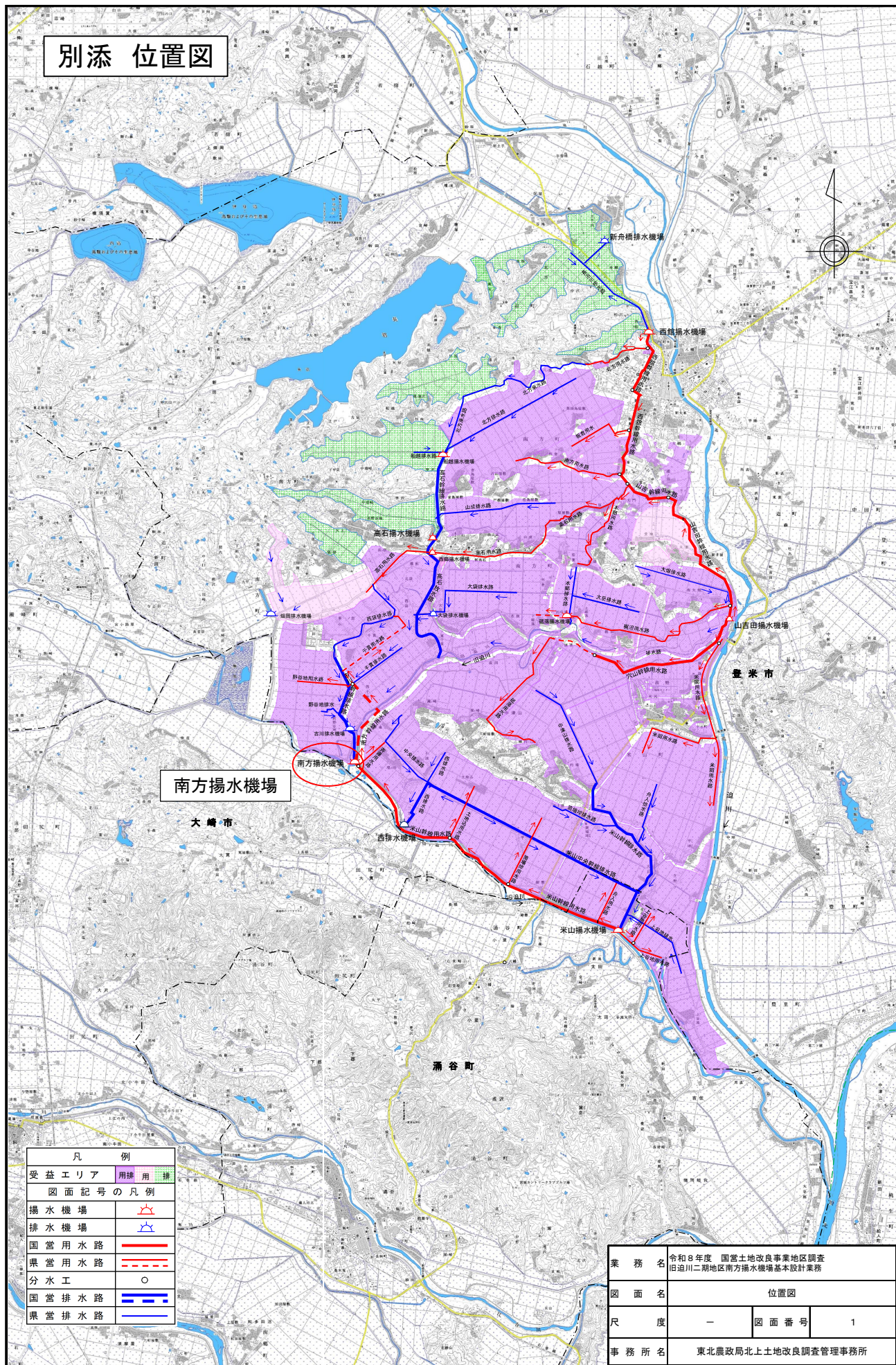
【作業項目内訳表】

(南方揚水機場の基本設計)

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄
1. 準備作業		
1-1. 現地調査	機場予定地点及びその周辺の地形、地質、現況諸施設について、基本設計のために必要な現地調査を行う。	○
1-2. 資料の検討	基本設計のため貸与資料を整理、把握し、作業計画を樹立する。	○
2. 設計計画		
2-1. 比較検討	概略の調査資料に基づき、ポンプ原動機の機種、台数、口径、機場位置、形式、基礎工の概定比較を行う。	○
2-2. ポンプ及び附帯設備 機場規模の検討	機場諸施設の配置、規模を概定する。	○
3. 水理計算		
3-1. 揚程、キャピテーションの検討	揚程、キャピテーションの計算を行う。	○
3-2. サージングの検討	サージングの計算を行う。	○
4. 機場工の設計		
4-1. 吸水槽	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○
4-2. 吐水槽	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○
4-3. 設計図作成・数量計算	一般構造図を作成し、概略数量計算を行う。	○
5. 樋門、樋管工の設計		
5-1. 躯体工	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○
5-2. 門柱	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○
5-3. 胸壁、翼壁、水叩き	主要寸法を概定する。部材断面を求める安定構造、配筋計算は含まない。	○
5-4. 操作室、管理橋	主要寸法を概定する。部材断面を求める構造配筋計算は含まない。	○
5-5. 水門扉	主要寸法を概定する。構造計算は含まない。	○
5-6. 設計図作成・数量計算	一般構造図を作成し、概略数量計算を行う。	○
6. 建屋の設計		
6-1. 建物	主要ポンプ及び附帯設備を収容し得る平面高さを決定し、平面縦断計画を行う。構造計算、設備設計は含まない。	○

作 業 項 目	作 業 内 容	作 業 実施欄
7. 護岸工の設計	護岸タイプと範囲を、標準断面図に明示し、概略数量計算を行う。	○
8. 土工計画	標準断面図による概略数量計算を行う。	○
9. 仮締切堤の設計	締切のタイプと範囲を標準断面図に明示し、概略数量計算を行う。	○
10. 山留工の設計	山留タイプと範囲を標準断面図に明示し、概略数量計算を行う。	○
11. 概算工事費積算	主要工事数量と事例等による単価で、概算工事費を算定する。	○
12. 照 査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	○
13. 点検取りまとめ	各設計項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	○

別添 位置図



凡 例	
受 益 エ リ ア	用 緑 用 緑
図 面 記 号 の 凡 例	
揚 水 機 場	
排 水 機 場	
国 営 用 水 路	
県 営 用 水 路	
分 水 工	
国 営 排 水 路	
県 営 排 水 路	

業 務 名	令和8年度 国営土地改良事業地区調査 旧迫川二期地区南方排水機場基本設計業務		
図 面 名	位置図		
尺 度	—	図 面 番 号	1
事 務 所 名	東北農政局北上土地改良調査管理事務所		